

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 6 6 号

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則等の一部を改正する規則

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第1条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成14年川崎市規則第37号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和7年6月30日」を「令和10年9月30日」に改める。

附則別表中「令和7年6月30日」を「令和10年9月30日」に改め、同表備考第3項中「別表第11備考第7項第25号及び第26号」を「別表第11備考第7項」に改める。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成19年川崎市規則第68号）の一部を次のように改正する。

附則別表備考第2項中「別表第11備考第7項第32号」を「別表第11備考第7項」に改める。

(川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和6年川崎市規則第20号）の一部を次のように改正する。

附則別表備考第2項中「別表第11備考第7項第5号」を「別表第11備考第7項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年7月1日から施行する。